# キャッシュレス決済端末機の導入を支援します!!

### 1. 目的

増加を続けるインバウンド観光に加え、今年から来年に開催されるラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市外及び海外からの観光客の消費喚起を図るため、飲食店や小売業等の小規模事業者によるカード・電子マネーの決済端末機の整備に対し、予算の範囲内において導入費用の一部を助成します。

## 2. 対象者

次の(1)~(3)に掲げる要件をすべて満たす小規模事業者とします。 (1)製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む 商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員 の数が下表に該当する事業者であること。



| 卸売業・小売業          | 常時使用する従業員の数 | 5人以下  |
|------------------|-------------|-------|
| サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 常時使用する従業員の数 | 5人以下  |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業  | 常時使用する従業員の数 | 20人以下 |
| 製造業その他           | 常時使用する従業員の数 | 20人以下 |

- ※上記に該当すれば、業種は問いません。
- ※本事業の補助対象となる小規模事業者の定義は、商工会及び商工会議所による 小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条と同義です。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 市税を完納していること。

#### 3. 対象経費

キャッシュレス決済(I Cクレジットカード及び電子マネー)決済端末機を市内の 事業所に設置する費用(裏面参照)

#### |4.補助率・補助限度額

補助率:対象経費の2/3以内

補助限度額:50,000円 件数:30件 (予算額:150万円)



## 5. 対象経費(詳細)

| 7 3 23 11 1 2 2 0 1 | at 1e7                                        |  |
|---------------------|-----------------------------------------------|--|
| 補助対象経費              | (1)キャッシュレス決済端末及び付属品                           |  |
|                     | • キャッシュレス決済端末本体機器                             |  |
|                     | <ul><li>汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット)</li></ul>      |  |
|                     | • 暗証番号入力用のキーパッド                               |  |
|                     | • 電子マネー決済用の非接触リーダライタ                          |  |
|                     | ・バーコードリーダ                                     |  |
|                     | • サインパッド                                      |  |
|                     | ・カスタマーディスプレイ 等                                |  |
|                     | (2)本体機器を据え付けるために必要な設置費用                       |  |
|                     | (3)キャッシュレス決済端末機の設置と同時に行うインターネット回線の            |  |
|                     | 開設に要する経費                                      |  |
|                     | (4)初期登録手数料                                    |  |
|                     | ※ I Cクレジットカード等の基本料、保守経費、運営経費、支払いに係            |  |
|                     | る振込手数料は対象外とする。                                |  |
| 補助要件                | (1) 導入する機器においては、次の全ての決済が可能であること。              |  |
|                     | ア VISA、MasterCard、JCB、DinersClub、Amex、銀聯など、国内 |  |
|                     | だけでなく海外においても広く利用されているクレジットカードによる              |  |
|                     | 支払い(1社以上)                                     |  |
|                     | イ 全国で相互利用ができる交通系の電子マネーの支払い(1社以上)              |  |
|                     | (2) 導入する機器は新品とする(中古は対象外とする。)                  |  |
| 44                  |                                               |  |

## ≪申請回数≫

1回の申請に付き複数台の申請も可能とするが、1対象者につき一年度(4月1日~3月31日の間)中、1回までとする。

## 【問合先】

商工農林水産部 商工振興課 松村・堤 TEL:0979-22-1111 (内線 394・421)